

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けながらも、一人暮らし高齢者等の地域の高齢者に対する配食支援や見守り、地域貢献活動を継続的にを行っている団体の活動を支援するため、千葉県が予算の範囲内で「生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金」（以下、「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、千葉県内で生活困窮や一人暮らし等の高齢者に対する配食支援や見守り等の地域貢献活動を継続的にを行っている団体とする。

2 前項の規定に関わらず支給を受けようとする者（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する者であるときは、支給対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(支給要件)

第3条 給付金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

(1) 千葉県内に活動拠点を置く団体であること。

(2) 上記対象活動及び団体運営費について継続的な公的支援を受けていない団体であること。

(3) 月1回以上地域貢献活動に取り組み、かつ1年以上継続している団体であり、今後も活動を継続する見込みである団体。

(4) 給付金支給申請時に、団体の会則・規約等、直近1年間分の事業実績書及び決算書、並びに今期(向こう3か月間以上)の事業計画書及び予算書を提出すること。

(5) 営利目的の活動（営利につながる可能性のある活動）でないこと。

(6) 政治及び宗教活動を主たる活動目的としていないこと。

(給付金の支給額)

第4条 給付金の支給額は、1団体あたり10万円とする。

2 前項の給付金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を申請しようとする者は、生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金活動計画書(第2号様式)
- (2) 口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- (3) 定款又はそれに準ずる団体規約等
- (4) 役員名簿(第3号様式)
- (5) 直近1年間分の事業実績書及び決算書、並びに今期(向こう3か月間以上)の事業計画書及び予算書。ただし、第2条第1項に規定する事業以外も実施している場合は、第2条第1項に係る部分のみの内訳書等を併せて提出すること。
- (6) 誓約書(第4号様式)

(給付金支給の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、給付金を支給することを決定した場合は、生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給決定通知書(第5号様式)により、給付金を支給しないことを決定した場合は、生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金不支給決定通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定した者(以下「支給決定者」という。)に対して、通知した日から起算して30日以内に給付金を支給するものとする。

(活動の報告)

第8条 支給決定者は、給付金の支給を受けた日から起算して60日以内に生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金活動報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第8条の規定による活動の報告を行わなかったとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該支給決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、支給決定者にすでに給付金を支給しているときは、期限を定めて、当該支給決定者に支給した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

千葉県知事 様

申請者
住所
団体名
代表者名

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給申請書

次のとおり、生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金の支給を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

1 団体の概要等

団体名	
(フリガナ) 団体代表者氏名	-----
団体連絡先	(フリガナ) 担 当 者 : 住所 : 〒 — 電話 : () ・日中、県からの連絡がとれる電話番号を御記載ください。 FAX : () メールアドレス :
団体種別	
団体構成人数	人
活動開始年月	年 月
給付金申請額	万円

2 添付資料

- ① 生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金活動計画書（第2号様式）
- ② 生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳の写し等
- ③ 定款又はそれに準ずる団体規約等
- ④ 団体役員名簿（第3号様式）
- ⑤ 直近1年間分の事業実績書及び決算書、並びに今期（向こう3か月間以上）の事業計画書及び予算書。ただし、第2条第1項に規定する事業以外も実施している場合は、第2条第1項に係る部分のみの内訳書等を併せて提出すること。
- ⑥ 誓約書（第4号様式）

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金活動計画書

団体名	
活動目的	
主な支援対象者 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 高齢者の生活困窮者、 <input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者、 <input type="checkbox"/> 高齢者団体、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
活動内容	
活動により期待 できる具体的な 効果や成果	

備考1 活動内容の欄は、申請日から3か月までの期間について、生活困窮等の地域の高齢者への支援に関する活動予定を記載してください。

2 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。

役員名簿

令和 年 月 日 現在

役職名	(フリガナ) 氏名	性別 (男・女)	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	住所
代表者				

記載されたすべての者は、代表者及び役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を千葉県警察本部に照会することについて、同意します。

団体名
代表者氏名

第4号様式（第5条関係）

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者
住所
団体名
代表者名

- 1 令和 年 月 日付けで提出した生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給申請書に添付した資料については、原本と相違ないことを誓約します。
- 2 第2条に規定する活動内容及び当該団体運営費について、継続的な公的支援を受けていないことを誓約します。

様

千葉県知事

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給決定通知書

令和 年 月 日付けの生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金（以下「給付金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動

申請書記載のとおり

2 給付金の支給額

円

第6号様式（第6条関係）

高第 号
令和 年 月 日

様

千葉県知事

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けの生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金申請書により申請のあった生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

不支給の理由

千葉県知事 様

申請者 住所
団体名
代表者名

生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金活動報告書

令和 年 月 日付け高第 号をもって支給決定を受けた上記給付金に係る活動について、次のとおり報告します。

（工夫して取り組んだこと）

（活動するにあたり苦勞したこと）

（支援人数又は団体数）

人

団体